

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年1月28日 06時45分ごろ
発生場所	石川県七尾市大泊鼻東南東方沖 女良港東防波堤灯台から真方位084° 2.65海里付近 (概位 北緯36° 57.3′ 東経137° 05.8′)
事故の概要	漁船第八広佑丸は、南進中、また、漁船高志丸は、操業中、両船が衝突した。 第八広佑丸は、左舷船首部外板に擦過痕を生じ、また、高志丸は、右舷船首部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月5日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八広佑丸、19.37トン TY2-1161（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 高志丸、12トン TY2-1532（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定 甲板員B
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過痕 B 右舷船首部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻 06時57分ごろ、常用薄明開始時刻 06時29分ごろ
事故の経過	船長Aは、漁場に向けて約12ノットの対地速力で自動操舵により南進中、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。 A船は、航行中の船首浮上による死角を生じ、また、操舵室のガラス窓が波しぶきにより汚れており、船首方が見えにくい状況であった。 B船は、航海灯、停泊灯及び作業灯を点灯し、船首部で揚網作業を行っていたところ、甲板員Bが右舷船尾方約100mに接近するA船に気付いて船尾部で黄色の合羽を振ったものの、B船の右舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、本事故当時、漁ろうに従事していることを示す黒色の鼓形形象物を表示していなかった。

<p>分析</p>	<p>A船は、航行中の船首浮上による死角及び操舵室のガラス窓が汚れて見通しが悪い状況下、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、船首部で揚網作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船が船尾方約100mに接近するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Bは、船尾方にA船を認め、接近してきたので合羽を振ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船の船長A及びB船の船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。